

病弱特別支援学校に在籍する被虐待児童生徒への教育課程と 指導法に関する文献研究

我妻 則明*

(2013年1月8日受理)

1. はじめに

児童虐待防止法と言われる「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されたのは平成12年である。この施行以来、児童相談所での児童虐待相談対応件数は年々増加し、平成23年度は、59,862件（速報値）¹⁾にも上っている。これらの被虐待児の約一割は、家族分離により各種施設に措置されており、虐待の程度が重症だと考えられている。具体的には、各種施設等での被虐待児の占める割合²⁾は、平成20年2月1日現在の調査では、情緒障害児短期治療施設が71.6%、児童自立支援施設が65.9%、児童養護施設が53.4%と半数を越えている。半数以下ではあるが、母子生活支援施設には41.4%、乳児院には32.3%、里親には31.5%といずれも約三分の一の被虐待児がいる。平成23年10月1日現在ではあるが、それぞれの施設等の児童の現員数³⁾は、37か所ある情緒障害児短期治療施設が1,140人、58か所ある児童自立支援施設が1,331人、585か所ある児童養護施設が28,533人、261か所ある母子生活支援施設が6,250人、129か所ある乳児院が2,843人、委託里親が2,971世帯である里親が4,244人である。これらのことから、概算ではあるが、合計約22,000人という多数の被虐待児が上記施設等にいることになる。

これらの被虐待児について、杉山⁴⁾は、被虐待児の示す臨床的特徴から第四の発達障害ととらえるべきではないかと主張している。つまり、『子ども虐待は保護をすればそれで終わり』あるいは『虐待の心の傷に対しては心理治療を行えば十分』。もし、そのような誤解が一般的に広まっているのであればとすれば大きな悲劇である。子ども虐待は脳自体の発達にも影響を与え、さまざまな育ちの障害を引き起こす。」と述べている。そして、杉山の勤務する「あいち小児センター」の病棟を説明した後「これだけの条件をもつ施設は、おそらく我が国においてはほかにあまりないと思われる。それでもなお、被虐待児への治療は大きな困難に直面せざるをえない。」と虐待治療の困難さを述べ、その理由を第一に問題行動が噴出すること、第二に治療関係が不安定であること、第三に家族全体に対応する必要があること、第四に家族の中でケアを要する者の数が増えて行くことを挙げている⁵⁾。

また、増沢⁶⁾は、虐待がもたらす影響について、心の発達への阻害、身体的発達の害、解離

* 岩手大学教育学部

性症状、盗み、徘徊、嘘などの子どもの素行の問題、暴力に対する親和性、性的行動に対する親和性、トラウマの後遺症などを挙げている。そして、被虐待児への援助の困難から「近年援助者のバーンアウトが問題となっています。バーンアウトとは、援助を行い続けた結果、援助者が燃え尽き、意欲を喪失していく傾向のことです。しかし現状はバーンアウト以上の状況がうかがわれます。援助過程で子どもの罵声を浴び、暴力を受けるなど、心身の傷つき体験がしばしば生じています。この状態が深刻化することで、『燃え尽き』というよりも『傷つき』による心のダメージから援助への熱意が奪われていく事態が生じているのです。」と述べている⁷⁾。

以上のような援助の困難性を抱える被虐待児は、義務教育年齢である者はすべて何らかの形態で学校に通学していることになる。情緒障害児短期治療施設に入所している子どもが通学する学校の形態を、生島他⁸⁾は、養護（特別支援）学校型、独立校型、分校・分教室型、地元校型、混合型、施設内学校型の6種類に分類して「子どもたちが受ける教育—学校の形態は千差万別の感があり、なぜこんなに違いがあるのだろうかと考えざるを得なかった。」と述べている。そして、「情短施設の入所児童たちが通う学校においては、学級崩壊などの危機的状況に面しているところも存在しており、被虐待児童の教育の難しさが痛感されている。」と述べている。

ところが、保坂他⁹⁾が「このように学校における施設入所の被虐待児への対応は大きなテーマであるにもかかわらず、これまでほとんど研究の対象となつてこなかった。」と述べているように、従来の特別支援教育においても、研究の対象となつてこなかった。特に、施設に併設されている病弱特別支援学校においては、施設に入所している被虐待児のほとんどが通学して来ることとなり、その困難さは相当のものとなるのであるが、それに対する研究はほとんどないものと推察される。

そこで、本研究では、被虐待児に対する学校教育に関する先行研究を調査し、特に病弱特別支援学校で被虐待児に対して適切な教育を実施するための基礎資料、特に教育課程と指導法について情報を得ることを目的とする。

2 方法

国立情報学研究所のデータベースである CiNii、Webcat Plus、KAKEN、NII-DBR、JAIRO、国立特別支援教育総合研究所の検索データベースである「特別支援教育関係文献目録」、[特別支援教育実践研究課題]、「国立特別支援教育総合研究所研究成果・刊行物一覧」を対象として、虐待、教育、学校、教育課程、指導法などのキーワードで検索を実施した。

3 結果

(1) 被虐待児の在籍する学校での教育

上記の表題に関する研究は、玉井¹⁰⁾、数井¹¹⁾、高田¹²⁾、生島他¹³⁾の4件しかなかった。

玉井¹⁰⁾は、「本書では、学校が直面する新たな問題としての虐待と発達障害を関連づけて論じながら、特別支援教育という枠組みがどのようにこれらの問題に取り組むべきなのか、その可能性や課題を探っていききたいと思う。」と述べている。そして、「第5章 対応にあたって」において、幼稚園、小学校、中学校、高等学校での被虐待児に対する指導に関して留意点を記述している。この本は、玉井自身が「本書では、あくまでも虐待と発達障害が連動してしまう

メカニズムの理解と、その対処に限定して論じていくことにしたい。」と述べているように、虐待と発達障害との関連をめぐって、あくまでも通常学級での教育に限定して論じられている。

数井¹¹⁾は、「虐待についての研究や報告は臨床現場からのものが多く、被虐待児一般の発達プロセスについては日本ではほとんど研究が行われていない。」と述べ、「家庭以外の場で被虐待児が日常的に関与する学校現場における問題や課題を理解していることは重要であろう。」と述べている。そして「アメリカを中心にした研究の概観から、学習意欲の減退や学業成果の悪化など基礎学力が大幅に低下していること、また、攻撃性が高く仲間から拒絶や無視を受けやすいという対人関係の問題を抱えやすいことなど、学校生活を円滑に送り、子ども自身が能力を高めていくことが阻害されている現実が明確になった。」としている。まとめとして、教育現場での対応は「教師はセラピストになる必要はなく、教師が本来最も得意とする分野で十分に対応できることで、関わるのが重要である。それは、学びの支援をすることである。」、 「もし、遅れている学習状態を回復できる機会があり、学びによる達成感や自己効力感を確認できるならば、そしてその中で、教師から励まされほめられる経験を積むことができれば、彼らの自分自身に対する評価も変化し、肯定的になっていく」と述べている。つまり、「自尊感情や問題解決能力をまずは学習環境の中で持たせることが一歩であろう。」と結論づけている。

高田¹²⁾は、被虐待児を受け入れている旧養護学校2校を対象として、どのような課題を抱えているかを把握するためにアンケート調査を行い、その課題に対する有効な支援方法を究明するために事例研究を行った。アンケート調査の結果から、認知面、情緒面、愛着の3点が指導現場の職員が捉えた被虐待児の持つ課題であることが明らかとなった。認知面とは、具体的には「その場限りの言い訳、言い逃れ、思いつきを言う」、「パターンに固執し、柔軟な考え方ができない」、「注意したり教えたことが定着せず繰り返す」ということである。情緒面とは、「自己不全感、自己否定感を抱いて」おり、「新しいことやリスクの多いことに挑戦できない」、「欲求や衝動をコントロールできない」ということである。愛着に関することとは、「相手をわざと怒らせたり苛立たせたり」、「大人の目を自分にだけ向けようとする」、「同年配の友達ができない」ということである。事例研究では、3事例について研究を行った。事例1は「発達障害に対する無理解が虐待につながったケースで」、「整理整頓や忘れ物など、ともしれば児童の気持ちの問題にのみされがちな部分を具体的な方法で支援することで叱責の機会を減らし、自己評価の回復につなげた例」である。事例2は、「被虐待の経緯を見ても相当に重篤なケースであり」、「プライドを尊重しながら『できる』ことを提供し、意欲を引き出そうとした」。事例3は、「個別指導を基本に関係の構築をじっくり行い、子どもの心理的安定を図っているケースで」あった。「対人関係の取り方や感情のコントロールの仕方などを場面をとらえて指導して」いた。「いずれの場合も、子どもの気持ちに寄り添うことが基本となっているように思う。」と述べている。

生島他¹³⁾は、「情短施設の学校の現場を調査し、ハード面やソフト面はもちろんのこと、『被虐待児の学校場面における具体的な支援』について考えてみ」ている。調査方法は、「全国の情短施設の中から学校との関係がなるべく多様になるように配慮し、いくつかの学校を選定し聞き取り調査」を実施した。調査結果から、(1) 教員の適切な数、(2) 本校や一般校との交流の重要性、(3) 登校停止について、(4) ハード面での改善点、(5) 研修センター的役割と教員の人事の5項目について提言を行っている。さらに、被虐待児の学校場面における支援のポイントとして、(1) 大声を出さないということ、(2) 給食指導について、(3) パニッ

クから守るということ、(4)感情コントロールの問題への対応、(5)性教育のあり方、(6)学習指導のあり方、(7)攻撃性を肯定的に活かす教育、(8)学校と情短施設の連携のあり方の8項目を挙げている。そして、「おわりに」として、(1)被虐待児の学校場面における支援について、(2)教育大学の使命・教員養成カリキュラムについての二つの提言を挙げている。特に、(2)については「教育大学においては、被虐待児に関する授業を必修にすることがまず求められる。新規に立ちあげることが難しければ、『特別支援教育』や『生活と指導と相談』等のカリキュラムの中で十分な時間をさいて講義や演習をすることが是非とも必要である。」と述べ、教員養成に携わる者への奮起を促している。

(2) 被虐待児への学習援助に関する研究

上記の表題に関する研究は、子どもの虹情報研修センターでの高田他¹⁴⁾、宮尾他¹⁵⁾、宮尾他¹⁶⁾、宮尾他¹⁷⁾、宮尾他¹⁸⁾による一連の研究がある。

高田他¹⁴⁾は、それまでの1年目の研究から被虐待児の中には「軽度発達障害を疑われる子どもも多く、認知的な問題が疑われる子どももいる」として、2年目の研究は「発達障害の視点から被虐待児の学習場面を捉え直すことを目的に、障害児教育の専門家の助言を得て事例を検討」した。その結果、「発達障害的な視点から見ることで、学習のみならず、心理面における支援法も浮き上がってくる可能性が示され、生活指導の技能の向上のためにも、障害児教育の観点が有効であることが示された。」として、3年目の研究を、認知能力を測定した上で、それに合わせた教授法を探っていくことを目的として実施した。方法としては、「前頭葉機能検査などのテストバッテリーをもとに、認知能力の問題が予想される子どもを選び、教授学習場面の検討を行な」った。その結果、対象児の「ディスレクシア様の学習困難さが、改めて浮き彫りにされ」たとして、「ディスレクシアの視点を持ち込むことで、今後の支援のレパトリーが広がると考えられる。」と結論づけている。

宮尾他¹⁵⁾は、「被虐待児に対する学習支援計画を作成するための基礎資料として、被虐待児たちのその認知的な問題などを探ることを目的」として、「学校での学習と行動上の問題の現状を明確にし、知的機能の判定、学習効果、前頭葉機能、記憶に関連した手続き記憶などについて検討を」加えた。その結果、「学習困難を示す被虐待児については、学習に対する注意集中維持困難と視覚認知(DAM:身体イメージ)の問題、言語性WMの問題が学習困難の状態と関係していることが示された。WCSTの結果からは、AD/HDや高機能広汎性発達障害(HFPDD)と異なり、遂行機能には明らかな問題がないことも示唆された。手続き記憶についても、明らかな障害とするほどの問題はなく、個々人による個体差の可能性が示唆された。以上の結果から、学習困難が生じている原因は視覚認知のゆがみと注意集中維持困難であるとも考えられるが、AD/HDや広汎性発達障害とは違う様相を示すもので、被虐待経験の影響が考えられる。」と結論づけている。

宮尾他¹⁶⁾は、「対人認知及び社会的認知の獲得に関して重要であると考えられる感情認知について検討」を行い、加えて、「学習場面における行動の問題を明らかにすることを目的」に、「視空間手続き課題時の行動観察コメントと検査時に撮影したVTRをもとに見らの行動特徴について考察」している。これらにより、「感情認知および行動特徴に関する検討を行い、児らに効果的な学習方法を計画するための情報を集めた」としている。これらの知見から、「学習援助に関しては適切な環境が不可欠と考えられ、できる限り刺激の少ない場所での学習が必要

と思われた。また、感情認知課題では怒り・恐怖に関しての認知が難しかったことから、教える際の叱責の内容などについても吟味が必要と思われる。つまり児らはネガティブな感情をうまく理解できないことが示唆されており、指導の際には具体的な行動や目標などを提示することが効果的と本研究では予想された。」としている。

宮尾他¹⁷⁾は、学習の面については、「WISC-IIIとTK式標準学力検査を用いた認知面でのアンバランスと学習効果、学習能力について検討を行った」。そして「これらの結果および以前報告した行動パターンの特異性などを加味して、個別指導、集団指導を行い、得られた教育方略について、学校における学習効果を上げるための方法を構築していくことが次年度の課題である」としている。認知面については、「年齢ごとのワーキングメモリ容量を検討した結果では、11歳から13歳にかけて急速に発達し、成人と同様の容量になること、保持と排除の機能は13歳で成人レベルになることが分かった。また、妨害刺激が視覚と聴覚では若干ではあるが、異なる発達傾向が認められた」としている。行動面については、「最終的に自分の得になる行動を将来の見通しをもって選ばなくてはいけない場面で、適切な行動が行えるかどうかは児童によって異なる特徴を持つことが明らかとなった。また、報酬の頻度、罰の頻度の選好性から個々の児童を特徴付けることもできた。各児童の行動選択傾向の認知特性を明らかにすることにより、課題遂行へのモチベーションを保つための指導方略についての具体的な提案が可能であると考えられた。」とのことであった。

宮尾他¹⁸⁾は、「視覚性ワーキングメモリ機能の発達研究」、「報酬とリスクの見通しによる意思決定の特徴の解明」、「被虐待児の認知および学習支援に関する研究」の3件の研究を報告している。その中でも特に「被虐待児の認知および学習支援に関する研究」では、「4名の児について学習支援を行い、支援開始後10ヶ月頃からめざましい変化が現れ、どのような方法が彼らの学習場面で必要かについての手がかりが得られたと考えている。」と述べている。しかしながら、「この手がかりを、具体的な方法として確立し学校現場およびほかの被虐待児を対象とした施設に広げていく計画を立てていたが、今年度で研究自体が終了するとのことで、不完全な形でこの研究を終らせなければならなくなったことは、誠に残念である。」と、中途半端な結末となったことを述べて一連の研究を終了している。

(3) 施設と学校教育に関する研究

上記に関連する研究は、保坂他¹⁹⁾、桑原他²⁰⁾、増沢²¹⁾があった。

保坂他¹⁹⁾は、二つの調査をしている。一つは、学校での子どもの様子や教職員の対応、児童養護施設との連携の状況について、校区に児童養護施設を抱えた小学校2校のクラス担任、中学校2校の生徒指導主任とクラス担任に面接調査を実施した。もう一つは児童養護施設を校区にもつ6カ所の小学校の教師に面接調査を実施した。この二つの調査から、「施設と学校の公的な連絡体制は整っていることが明らかになった」としている。しかし、「少なくとも教員側からの話としては、施設が子どもの情報についてどのような情報を学校に伝えるべきかという明確な基準を持っているようには思えなかった。」としている。一方、「学校および学級担任側も施設に対して最低限こうした情報は伝えてほしいとはっきり要望してはいないようだ。」と述べ、「実際に子どもを担当する施設の指導員と、同じ子どもの担任である教員との間には当該児童に関する情報が十分に共有されているとは言い難い実態もうかがわれた。」としている。

桑原他²⁰⁾は、児童養護施設に入所している「児童の基礎学力向上を目指して」、大学生の「教育ボランティアによる放課後の学習に取り組ん」だ。「また学校区域の小・中学校の協力を得て施設内で補習を行う等、学習を重視した生活改善に取り組んだ。その結果、児童の各教科学力が向上するとともに、学習の習慣が定着し、学習への態度や意欲にも変化が見られた。また学校や施設に日常においても行動の落ち着きが目に見えて改善された」とのことであった。

増沢²¹⁾は、情緒障害児短期治療施設で心理士として14年間働いた経験と、子ども虐待に携わる機関職員の専門性の向上を目的に設立された子どもの虹情報研修センターで働いた7年間の経験を基に、虐待を受けた子どもの理解と援助のあり方について著した。「第1章では、子ども虐待に対する対応の歴史を振り返り、援助者の姿勢や視点として現在求められている事柄について考察」、第2章では、虐待を受けた子どもたちが示しやすい症状や問題について紹介」、第3章では、「心的な発達への影響、脳を中心とした身体への影響、過酷な環境を生き抜いてきたゆえに身につけてしまった不適切な行動や心の働き、トラウマの後遺症、性的被害に分けて検討」、第4章では、「個々の子どもをいかに理解するか視点や、生育史や家族状況など子どもの理解につながる有用な情報についてまとめ」、第5章では、援助の実際について、具体的な事例をもとに、援助の経過に沿って考察」、第6章では、「援助者自身と援助チームに目を向け」ている。

4 考 察

虐待に関する文献は、医療、保健、福祉等の領域には虐待の早期発見に関する多数の研究があった。しかし、特別支援教育の領域では、玉井¹⁰⁾の研究のみであったが、これは通常学級における発達障害と関連した教育であった。また、発見された後に施設へ措置されると同時に隣接する特別支援学校に在籍する被虐待児をどのように教育したらよいかという教育課程と指導法に関する研究は、わずかしかなことが明らかとなった。このテーマに関する研究は、高田¹²⁾のみであった。生島他¹³⁾の研究は、多様な学校の形態の一つとして特別支援学校があった。

被虐待児への学習援助に関する研究は、子どもの虹情報研修センターでの高田他¹⁴⁾、宮尾他¹⁵⁾、宮尾他¹⁶⁾、宮尾他¹⁷⁾、宮尾他¹⁸⁾による一連の研究があった。しかし、具体的な方法として確立し学校現場へ広げていく前に、研究自体が不完全な形で終了してしまい残念な結末となってしまっている。

増沢²¹⁾は主に福祉機関の職員を対象として記述しているが、学校の教員が教育を行う上でも有用な記述がなされている。特に、事例が多く盛り込まれていて具体的なイメージが抱けて、平易な記述がなされているため、現場の教員が理解し易いであろうと思われる。

以上のように被虐待児に対する教育に関する研究はわずかしかなことが明らかとなったばかりでなく、教育課程と指導法に関するまとまった文献、あるいは教育課程を計画する際に指針となる文献、離席等の問題行動に対処する指導法に関する文献など、現場で必要とされる文献が充分にないことも明らかとなった。

その結果、現場においては、杉山⁴⁾が懸念しているように「『子ども虐待は保護をすればそれで終わり』あるいは『虐待の心の傷に対しては心理治療を行えば十分』といった誤解が一般的に広まっている可能性がある。その帰結の一つとして、増沢⁶⁾が述べているような援助者のバーンアウト、つまり援助者が燃え尽き、意欲を喪失していく、さらに心身の傷つき体験に

病弱特別支援学校に在籍する被虐待児童生徒への教育課程と指導法に関する文献研究

よる心のダメージから援助への熱意が奪われていく事態が生じていることが懸念されるのである。

今後は、本論文で紹介した先行研究を参考として、増沢⁶⁾の述べている虐待がもたらす影響である心の発達への阻害、身体的発達への害、解離性症状、盗み、徘徊、嘘などの子どもの素行の問題、暴力に対する親和性、性的行動に対する親和性、トラウマの後遺症などに対応できる被虐待児童生徒に特化した教育課程と指導法の開発が急務であると考えられる。

5 おわりに

保坂他⁹⁾が「このように学校における施設入所の被虐待児への対応は大きなテーマであるにもかかわらず、これまでほとんど研究の対象となつてこなかった。」と述べているのを「はじめに」で紹介したが、改めてそれが事実であることが確認できたと思われる。本研究で収集した貴重な先行研究を基として、被虐待児に対する教育に関する研究が盛んに行われることを期待したい。

文 献

- 1) 厚生労働省「児童相談所での児童虐待相談対応件数」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002fxos-att/2r9852000002fy23.pdf> (2012.8.2)
- 2) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日）」（『社会的養護の現状について（参考資料）平成24年6月』http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf (2012.8.2)
- 3) 厚生労働省「1. 社会的養護の現状 (1) 施設数、里親数、児童数等」（『社会的養護の現状について（参考資料）平成24年6月』http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf (2012.8.2)
- 4) 杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』（学研教育出版, 2007）p. 8-21。
- 5) 杉山登志郎『子ども虐待という第四の発達障害』（学研教育出版, 2007）p. 116-123。
- 6) 増沢高『虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助』（福村出版, 2009）p. 60-93。
- 7) 増沢高『虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助』（福村出版, 2009）p. 174-175。
- 8) 生島博之・細江逸雄・萩野裕二・丹羽詔一『平成19・20年度研究報告書被虐待児の学校場面における支援に関する調査研究』（子どもの虹情報研修センター、2009）p. 1-10
- 9) 保坂亨・村松健司・中山雪江『平成21年度研究報告書 被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携』（子どもの虹情報研修センター、2010）p. 1-2
- 10) 玉井邦夫『特別支援教育のプロとして子ども虐待を学ぶ』（学研、2009）。
- 11) 数井みゆき「子ども虐待-学校環境に関わる問題を中心に」（『教育心理学年報』第42巻、2003）p. 148-157。
- 12) 高田秀博「特別支援学校等に在籍する被虐待児童生徒への教育的支援の在り方に関する実際研究」（『助みずほ教育福祉財団特別支援教育研究助成事業 平成19年度特別支援教育研究論文』、2008）。
- 13) 生島博之・細江逸雄・萩野裕二・丹羽詔一「被虐待児の学校場面における支援に関する調査研究」（『子

我妻則明

- どもの虹情報研修センター平成19・20年度研究報告書』、2009)。
- 14) 高田治・滝井有美子・井上真・村松健司「被虐待児への学習援助に関する研究－被虐待児の学習支援に関する研究－」(『子どもの虹情報研修センター平成18年度研究報告書』、2007)。
 - 15) 宮尾益知・鈴木蘭子・池田華子・小笠原さゆ里・渡邊克己・五十嵐一枝・酒井裕子・高田治「被虐待児への学習援助に関する研究－被虐待児の認知に関する研究－」(『子どもの虹情報研修センター平成18年度研究報告書』、2007)。
 - 16) 宮尾益知・五十嵐一枝・鈴木蘭子・池田華子・小笠原さゆ里・渡邊克己「被虐待児への学習援助に関する研究－被虐待児の感情認知および課題時の行動観察に関する研究－」(『子どもの虹情報研修センター平成19年度研究報告書』、2009)。
 - 17) 宮尾益知・五十嵐一枝・土谷亜矢・佐久間隆介・鈴木蘭子・坪見博之・池田華子・渡邊克己・小笠原さゆ里・高田治「被虐待児への学習援助に関する研究－被虐待児の認知に関する研究」(『子どもの虹情報研修センター平成20年度研究報告書』、2010)。
 - 18) 宮尾益知・五十嵐一枝・土谷亜矢・佐久間隆介・鈴木蘭子・坪見博之・池田華子・渡邊克己・小笠原さゆ里・高田治「被虐待児への学習援助に関する研究－被虐待児の認知に関する研究」(『子どもの虹情報研修センター平成21年度研究報告書』、2011)。
 - 19) 保坂亨・村松健司・中山雪江「被虐待児の援助に関わる学校と児童養護施設の連携」(『子どもの虹情報研修センター平成21年度研究報告書』、2010)。
 - 20) 桑原徹也・田中在・中村通雄・江田裕介「現在の児童養護施設における教育的な課題と旭学園の取り組み」(『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』19号、2009) p.1-8。
 - 21) 増沢高『虐待を受けた子どもの回復と育ちを支える援助』(福村出版、2009)。